

静岡市における日影による中高層の建築物の制限の一覧表(法第56条の2 県条例第48条の2)

R4.4 作成

	用途地域	建ぺい率	容積率	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	10m以内の範囲における日影時間	10mを超える範囲における日影時間	法別表第4(に)欄の号		
1	第1種低層住居専用地域	30	50	軒の高さが7mを超える建築物 又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3.0h	2.0h	(1)		
		40	60							
		50	80							
2	第2種低層住居専用地域	地域指定がありません								
3	第1種中高層住居専用地域	40	100	高さが10mを超える建築物	4.0m	3.0h	2.0h	(1)		
		60	150							
4	第2種中高層住居専用地域	60	200			4.0h	2.5h	(2)		
			150						3.0h	2.0h
5	第1種住居地域	60	200			4.0h	2.5h	(1)		
			150						4.0h	2.5h
			300						4.0h	2.5h
			200						5.0h	3.0h
6	第2種住居地域	60	200			4.0h	2.5h	(1)		
7	準住居地域	60	200			4.0h	2.5h			
8	田園住居地域	地域指定がありません								
9	近隣商業地域	80	200	高さが10mを超える建築物	4.0m	5.0h	3.0h	(2)		
10	商業地域	80	300	日影による制限はありません						
			200							
			400							
			500							
600										
11	準工業地域	60	200	高さが10mを超える建築物	4.0m	5.0h	3.0h	(2)		
12	工業地域	60	200	日影による制限はありません						
13	工業専用地域	30	100							
		60	200							
14	市街化調整区域	60・70	200	高さが10mを超える建築物	4.0m	4.0h	2.5h	(2)		